

特 定 農 地 貸 付 規 程（例）

（目的）

第 1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〇〇（以下「開設者」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第 2 本貸付けは、開設者が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第 3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び開設者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類は、別表のとおりとする。

（貸付条件）

第 4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までの●年間とする。
 - (2) 貸付けに係る賃料は、1区画あたり年間●, ●●●円とする。
 - (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年度農地の利用を始める前までに開設者に支払うものとする。
 - (4) 借受者は、区画内を農地として適切に管理するとともに、通路等の共用部分についても自主的に管理するものとする。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- (1) 建物及び工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 貸付農地を転貸すること。
 - (4) 野菜若しくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。
 - (5) 火気を使用すること。
 - (6) 作物栽培に必要としない物の搬入又は耕土の搬出をすること。
 - (7) 近隣の土地への立ち入り又は周辺道路への駐車等により近隣の農地耕作者や住民に迷惑を及ぼすこと。

（借受者の募集）

第 5 貸付けを受けようとする者の募集は、茅ヶ崎市経済部農業水産課ホームページに掲載するほか、チラシにより行うものとする。

2 貸付期間途中において借受者に欠員が生じている場合、開設者は随時借受者の募集を行うものとする。ただし、この場合の貸付期間は貸付期間の残余期間とし、賃料は月割りとする。

（申込み及び選考の方法）

第 6 貸付けを受けようとする者は、開設者に電話により申込みものとする。

2 前項の申し込みすることができる者は、1世帯あたり1人とする。

3 開設者は、前項の規定に基づき申込みをした者の中から先着順により借受者を決定するものとする。

(契約の更新)

第 7 借受者は、貸付契約の更新を希望する場合は、契約期間満了の 2 ヶ月前までに開設者にその旨を申し出るものとする。

2 開設者は、更新を希望する借受者が引き続き区画内を農地として適切に管理すると認められる場合、当該借受者との契約を更新することができる。

(貸付農地の管理・運営)

第 8 開設者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約)

第 9 次の各号に該当するときは、開設者は貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 借受者が第 4 の 2 に掲げる行為をしたとき
- (3) 借受者が貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき
- (4) 開設者に特段の事情が生じたとき

(貸付農地の返還)

第 10 借受者は、第 4 の 1 の (1) の規定による貸付期間が終了したとき又は第 9 の規定による解約をしたときは、速やかに貸付農地を現状に回復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第 11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- (2) 開設者が相当な理由があると認めたとき

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第 58 号）第 3 条第 3 項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。